

加美方面に必要と考へますのでよく調査をして実現
努力いたしたいと存じます

他排水計画においても町全体の計画を建て下の方より進めようと思
たい。これと関連して熊川地区の下の川の改修も実現して道路に
ついても重要
道路に上つて遂次改修を進めてゆきたい。尚道路を現在二番大さなのは役場の
側の都市計画道路ですがこれを両側に二米先拡張してゆきたいと考へ調
査を進めておりますが現状では家屋を移転しなくてはならぬものが
いくつもあります。部では松中さんした場合には部で舗装について援助
できようと思つてあります。

汚物処理場については現在修理中ですが出来る限り完全なものとし
て使えるようにしたいと思つてあります。又塵芥処理場についても町
のものとして使用するよう解決を急いでゆきたいと思ひます。

畜場の関係では冷蔵庫の起債四万五千円が許可されましたのでこれを設
けたい。と共に排水施設についても検討して根本的な解決をはかりたいと
思ひます。

債が許可になりました。この二つの水道予算に合して、かあり、また、がら
それで井戸を掘るよう調査を進めてあります。又給水区域については全町に
施設のできるよう、三十四年度の起債の獲得に最善を盡す考へであ
ります。

一方三十三年度の基地関係の交付金は別紙の通りですが、竟輪配分金もあり
一部を公民館建設の費用とし、その他をオニ小学校和場の冷蔵庫の建設に補
つてゆき、本年度の予算に組めないうきは三十四年度の基地関係交付金に
より実現してゆくよう考へてあります。

以上年頭にあたり事業計画の概略を申述べた次第であります。
一、四番(瀬古清池)町長より全般的な事業計画が述べられましたが
その中で自治会館の建設場所については懇務委員会に付託し検討願つて
あります。がその場所についてその後何も聞いておりません。何處迄とさ
れたのか説明願いたい。

石川 常太郎 出席
田村 祐一

長（秋山誠一）自治会館の設置場所については總務委員会に譲り、何處か候補地と選ぶ検討した結果、最初は熊野橋と牛坂十字路の中間の清水さんの所有地について交渉しましたが、あまり交渉が進展せず、オニの候補地として柳屋ガリニスタンドと昭和飛校の社宅の中間を予定し、目下地主と交渉を進めております。このことは、前回の協議会や席上で説明したと記憶してあります。若し説明しないとするならば、以上のような経過でありますので、御諒承下さい。尚外にも候補地がいくつかあります。したる坪数

が、今現在のところ、落付きつてあります。

オニ番（瀬古清虎）自治会館は各方面から人の集るところであるので、駅周辺に建設すべきであり、場所の決定については、二三の候補地を挙げて、議会において検討の上、決定をされたい。

オニ番（大久保一郎）オニの總務委員各位の検討も至て、今度の總務委員会で更に検討を加え、候補地八ヶ所の中へ、調査をして、町長の説明も通り決定したもので、このことは、昨年十一月の議会に報告され、承認されたことと考へてあります。

オニ番（大久保一郎）

一町 長（秋山誠一）庁舎を新築する場合、敷地を他に求めるか、或はこり儘で北に土地を拡張するか、どうことですが、北に拡張することについては、前に敷地の交渉をしたこともあり、目下のところ、私としての考方は、他に坪数の多いところもないので、現在のところ、北側に拡張してゆきたいと考へます。

オニ三番（大久保一郎）教育施設及び消防施設の充実整備について、現状は相当地の指定寄附がなされておりますが、これは住民として、又又兄として大変なことであり、来年度から、寄附附け受けないと云うことに預いた。中学校体育館は、一年以内で造ると云うことで、寄附附け受けるもよが、住民福祉の面からも、今後消防或は教育の施設に關する指定寄附は受領しないと約束願いたい。

町 長（秋山誠一）消防関係、教育関係について、寄附附け受けないと云う考へ方については、あると考へます。

唯、現、成は、校舎の整備に、重きが向けて、ありますので、教育関係の他の施設等については、これを、早期に、実現しようとする場合、寄附

を受け、早く実現する結果となります。

消防については、これと町の直接管理にすることが原則であります。が、旧消防組当時は、部が設けられ、その管理するところでありまして、現在消防自動車は町の管理となっており、ます。が、車庫の一部は、分団のものであり、貯水池も町の管理ではありません。これらも直ぐ町の管理に置くことは困難ですが、なるべく早くそのようにしたいと考えています。作らうとするものについて、空附も受けることはあると思います。然し、それ等は金額的に少いものであり、消防自動車や貯水池についても、空附のないような方法で願いたい。

一才十二番(山下幸三) 補助町道の現況はどうなっているか説明願いたい。

一町 長(秋山誠一) 現在補助道は二号より八号まであり、一号線は基地内にあるので、現存しておりません。更に幾本か道路について、補助道の申請を出し、私も建設局の道路課に行つて、標子を聞かれています。が、今すぐがあるかどうか伺いたい。

一町 長(秋山誠一) 横田基地の親善委員会では、そのような問題は出ていない。然し、私が直接行つて協力を要請してあります。が、機械を貸して、路面を修理するとか、石炭敷を敷くようなことはある。横田基地では新設の道路等の援助はできないようである。然し、兵隊の交通路の多いところは、基地でもやるようである。行政協定により、できないこともないと思うが、仲々手続等てたいへんである。

一番(山下幸三) 昭島市の場合、行政協定以外で道路の補装をやつており、一部は福生の方までやっている。ので、この面でも積極的な方策を希望する。一四番(井上頼太郎) 基地交付金が入ると言うことは、福生町として、他に比類ない点であるが、本年度も、これが一七〇万円と確定したので、町長は積極的に事業の推進をはかられたい。

一才一十番分校も、校舎は完成しても、道路は出来ていない。補助道から入る道路がないので、至急に実現させて戴きたい。又、長沢方面からの道路も

一町 長(秋山誠一) 御意見を尊重して実現に努力いたします。
長(田村利一) 休憩いたします。

休憩 午後二時三十五分〜午後二時五十分

一議 長(田村利一) 再開いたします。

日程オ一 町長の専決処分事項の報告について (議案オ一五)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 議案オ一五について報告いたします。

これは国民健康保険法が改正され現在町条例にいくつかり制限があったものも新法により条例を改めなければならぬので都府指示により専決処分いたしましたものであります。取扱については民生課長より説明いたします。

一民生課長(森田 猛) 昨午十一月十七日に改正法が交付され厚生省からの指
示により条例の改正を急ぐ必要があるため一月一日を期しての専決
処分としたものであります。

内容においてオ三条では被保険者資格について新法と旧法との切換
による経過措置であつて例へば外国人の場合は今まで本人の申告に
より該会の承認も全て被保険者となることとが未だ新法によ
とどのようなこととしないのでこの条項により従前通り被保険
となり得るものであります。

オ三条については新法の規定にかかわらず 当分の間は産科診療に
おける金の使用及び入院の際の給食・寝具設備について給付を行
なわない旨の規定であります。

オ四条は給付制限に関するもので資格を取得した場合に四ヶ月は資格取得
前に発した疾病等について給付を行わない旨の規定であります。

一議 長(田村利一) 議案オ一五について要談ありませんか。

要談なし

一議 長(田村利一) 議案オ一五については要談ありませんので原案通り決定い
たします。

長(田村利一) 四位オニ(オ四) (試案オニ(オ四号)) については関連した
試案でありましたから一括上程いたしたか異議ありませんか。

異議なし

長(田村利一) 四位オニ(オ三) については異議ないので一括上程いたします。

四位オニ 新堀橋改修事業について (試案オニ号)

オ三 契約締結同意方について (オニ号)

オ四 指定工事附受領について (オ四号)

一 試案 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 新堀橋の改修については設計を建設局橋梁課に依頼して
やってきたが水道局の工水課において橋礎の軟弱も理由として詔令が
かす。橋梁課と水道局で再三にわたり設計を検討した結果一部設計の
変更をして橋礎も補強することとする解がつかぬ実施する段階になった。

この全費については全額アサポールで負担いたしますが請負金に
金により又セメントは現物により寄附として受入れます。工期は九月
で三月までに完成いたします。橋の規格は一四トンの荷重に堪え得る
ので熊野橋と同様であります。アサポールからは現金二八万円と
メントニニ袋が寄附されます。

一 才主番(田村祐一) 本橋梁は長い年月を費して実現の運びとなった
あります。建設局と水道局の交渉過程において感謝的な面が
あったか。今後上級官庁との交渉段階においてそのようなことは
合が要いのかどうか伺います。

一 町 長(秋山誠一) 建設局と水道局の意見の相違した点についてこれは感謝
的な点ではなく純然たる設計技術上のこととあります。

一 才主番(村尾種吉) アサポールで寄附されたセメントについては入札価額に
入れているかどうか。

一 町 長(秋山誠一) 現物支給でありますから入札価額には含まれません。
一 才主番(村尾種吉) 道路の工事についても云えることであるが工事の施行に
先か正番し、施工後すべ破損する云々この点については注意

昭和三十四年三月二十六日

才一回福生町議定会定例会ノ議録

福生町議定会

才一回福生町議定会定例会々議録

一、昭和三十四年三月二十六日福生町議定会定例会(才一回)を福生町役場に招集した。
 一、出席した議員は次の通りである。

才一番	田村利一	才二番	渡井	明	才三番	中西虎藏
才四番	瀬古清藏	才五番	村尾四郎	才六番	米泉	薫
才七番	中森子一	才八番	西村光人	才九番	石川信義	
才十番	森田幸藏	才十一番	山下幸三	才十二番	森田誠重	
才十三番	並木秀	才十四番	清水子市	才十五番	井上頼太郎	
才十六番	設楽美知	才十七番	石川常太郎	才十八番	村尾種吉	
才十九番	飯野富十郎	才二十番	田村祐一	才二十一番	高橋三郎	
才二十二番	大久保一	才二十三番	高橋孝市			

一、地方自治法才百三十一条の規定により会議事件説明のため出席したものは次の通りである。

所長 秋山誠一 助役 川窪金吉 収入役 大野忠一

總務課長 貫井 茂代次 土木課長 橋本 孝藏 民生課長 森田 猛
 稅務課長 高水 求 産業課長 町田 倍二 水道課長 古谷 徳男
 教育長 橋本 兵五郎

一、本会の書記は次の通りである。

書記 上野 重勝 書記 生子 国利

一、今日の会議事件及び議事日程は次の通りである。

- 日程 一 昭和三十四年度福生町歳入歳出予算 (議案 才十五号)
- 才二 昭和三十四年度福生町下水道特別会計歳入歳出予算 (才十六号)
- 才三 昭和三十四年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出予算 (才十七号)
- 才四 昭和三十四年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出予算 (才十八号)
- 才五 昭和三十四年度福生町営と場特別会計歳入歳出予算 (才十九号)
- 才六 昭和三十四年度福生町各会計歳入歳出予算流用について (才二十号)
- 才七 歳計現金並に蓄積金預入金融機関について (才二十一号)
- 才八 一時借入金について (才二十二号)

才九 寄附受領について

- 才十 昭和三十三年度福生町歳入歳出追加更正予算 (才二十三号)
- 才十一 昭和三十三年度福生町上水道特別会計歳入歳出追加更正予算 (才二十六号)
- 才十二 昭和三十三年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出追加更正予算 (才二十七号)
- 才十三 昭和三十三年度福生町営と場特別会計歳入歳出追加更正予算 (才二十八号)
- 才十四 福生町手数料条例の一部改正について (才二十九号)
- 才十五 条例設定について (才三十号)
- 才十六 町道の廃道処分について (才三十一号)
- 才十七 路線認定について (才三十二号)
- 才十八 請願書の受理について (才三十三号)

一、議長(田村利二) 午後一時十七分開会を告げる。

日程 一 昭和三十四年度福生町歳入歳出予算 (議案 才十五号)

一、議長(田村利二) 総務委員長より説明願います。

一、才二十三番(大久保郎) 一般会計才八才上各担当予算を検討の結果総務委員会に於いて承

諒しにわけです。尚火災保険については少いので後日不足を生じた場合は追加予算により充当することにして決定した。

一、議長(田村利二)土木、産業統計について建設委員長より説明願います。

一、オ四番(瀬古清蔵)本年度の予算の内土木費については予算にありまじ通りであり、この予算面から三十四年度事業は補助道七号線の延長工事、牛浜中通り(中込校道)の補装工事、大雨の浸水が多いのでこの補装と同時に測量をつける。

本町七町内より基地の正門までの道路であり、七三六三〇〇〇円で補助道三号線工事、南の新道銀座通りの延長道路であります。

南新道の瀬沼商店の廻りの下水工事を行い、又中学校の前の通り能川の学校のわき通り、富見通りより六号線に至る道路能川の内出下の下水工事、これは福生町の下水工事であり、又鉄道の踏切工事以上の線が予算面とこの工事であります。

都市計画の予算については福生駅前工事、福生病院から羽村五ヶ神までの工事、栄通の火災出張工事以上が建設委員会の決定であります。

産業経済費は昨年度と変りません。農業、商業比較して私共感じますと商工費が莫大に不満足であり、二十六万円の商店街の補助となつておりますので今少し町でも検討して戴きたい。

観光事業費については少額で満足できないのであります。事業してきないので所当局として考えて戴きたい。観光事業で柳山から羽村までの公園化であります。

所当局に委員会は強く田入れにわけです。柳山の下の方所にプールを作るについては工金よくない河原でありますので厚生委員会を検討してその附近にプールを設置して戴きたい。又委員手当については諒承にわけです。

小口事業は農協の協力を得て一八〇万円の貸付でありますのでわくが二〇〇万あるのでこの点も指適されるのであり建設委員会としては予算を諒承にわけであります。

一、議長(田村利二)厚生委員会の審議結果を説明願います。

一、オ二番(渡井 明)予算現案は諒承に。

社会福祉の負担金補助金の行事の其次二万円の先般来問題の駐留軍離脱対策者に對して支払する事に諒承にわけです。

塵芥処理場の問題でこの場所を田村建設より購入して町で行う称進めてもらい度いと委員会では町に申上げ厚生委員会は諒承にわけです。